

根拠法規：外国為替に関する省令  
主務官庁：財務省

勧告の応諾に関する通知書

財務大臣 殿

通知年月日 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

職業又は業種 \_\_\_\_\_ 担当者  
電話 \_\_\_\_\_

外国為替及び外国貿易法第23条第6項の規定により、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
付第 \_\_\_\_\_ 号をもって送達された対外直接投資の <sup>内容変更</sup> <sub>中</sub> <sup>中止</sup> の勧告について、下  
記のとおり通知します。

記

1 諾否の別(該当分に○)	(1) 応諾する。	(2) 応諾しない。
2 対外直接投資の内容		
3 届出受理年月日		4 届出受理番号

(記入要領)

- 1 本通知書は、内容変更又は中止の別に記入すること。この場合において、内容変更にあつては様式中「中止」の字句を、中止にあつては様式中「内容変更」の字句を消すこと。

(日本産業規格 A 4)